でとくらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

厚生労働省和歌山労働局発表令和6年12月20日

厚生労働省 和歌山労働局 職業安定部 職業対策課 課 長 林 千人 地方障害者雇用担当官 市田美律雄 (電話) 073-488-1161

令和6年 障害者雇用状況の集計結果について

~県内の民間企業における実雇用率は過去最高の2.78%~

和歌山労働局(局長 松浦 道行)では、このたび、民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間 企業の場合は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5%)

- ○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は2,699.5人、対前年差141.5人増加、対前年比5.5%増加
 - ・実雇用率は2.78%、対前年比0.07ポイント上昇(全国第7位・近畿第2位)
 - ・法定雇用率達成企業の割合は59.0%、対前年比5.3ポイント低下 (全国第8位・近畿第2位)
- <公的機関> (法定雇用率2.8%及び2.7%) ※ () は前年の値
 - ○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。
 - ・2.8%の法定雇用率が適用される和歌山県の機関 雇用障害者数は141.0人(131.5人)、実雇用率3.06%(2.87%)
 - ・2.8%の法定雇用率が適用される市町村等の機関 雇用障害者数は396.5人(381.0人)、実雇用率2.81%(2.74%)
 - ・2.7%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会 雇用障害者数は219.0人(208.0人)、実雇用率2.84%(2.64%)
 - ・2.8%の法定雇用率が適用される国立大学法人等の機関 雇用障害者数は52.5人(48.0人)、実雇用率 3.30%(3.04%)

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

※ 障害者雇用促進法の改正により令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%に、公的機関は2.6%から2.8%(県及び一定の市町村の教育委員会は2.5%から2.7%)に引き上げられた(よって、民間企業は、43.5人以上規模から40.0人以上規模が対象となった)。

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業(40.0人以上規模の企業:法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は、2,699.5人で、前年より141.5人増加(対前年比5.5%増)し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は、1,475.5人(対前年比5.7%増)、 知的障害者は、712.0人(同1.2%増)、精神障害者は、512.0人(同11.8%増)と、全ての障害種別において前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.78% (前年は2.71%) で過去最高となったが、法定雇用率達成 企業の割合は、59.0% (同 64.3%) と前年より5.3%下回った。

[総括表1、詳細表1(1)・(4)]

〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0~100人未満規模の 企業で813.5人(前年は749.0人)、100~300人未満で1,010.0人(同973.5人)、 300~500人未満で179.5人(同159.5人)、500~1,000人未満で193.0人(同174.5 人)、1,000人以上で503.5人(同501.5人)と、全ての規模の区分で前年より増加した。
- 実雇用率は、40.0~100人未満規模の企業で2.98%(前年は2.97%)、100~30 0人未満で2.81%(同2.72%)、300~500人未満で2.12%(同2.00%)、500~1,0 00人未満で2.79%(同2.70%)、1,000人以上で2.70%(同2.64%)と、全ての 規模の区分で法定雇用率を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0~100人未満規模の企業で55.8%(前年は62.1%)、100~300人未満で67.9%(同68.7%)、300~500人未満で43.5%(同42.9%)、500~1,000人未満で40.0%(同88.9%)、1,000人以上で57.1%(同85.7%)となり、300~500人未満を除く規模の区分で前年より減少した。

[詳細表1(2)]

〇 産業別の状況

・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業・郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」の業種で前年よりも増加した。

・ 産業別の実雇用率では、「宿泊業,飲食サービス業」(2.84%)、「生活関連 サービス業,娯楽業」(4.87%)、「医療,福祉」(3.82%)、「サービス業」 (3.98%)が法定雇用率(2.5%)を上回っている。

〔詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は、287社。そのうち、不足数が0.5人または 1人である企業 (1人不足企業) が、221社で77.0%と大半を占めている。
- ・ 障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は、169社。未達成企業に 占める割合は、58.9%と過半数を占めている。

〔詳細表1(5)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.8%)

和歌山県の機関に在職している障害者の数は141.0人で、前年より7.2%、9.5人増加しており、実雇用率は3.06%と前年に比べ0.19ポイント上昇した。

[総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)・ 4 (1)]

(2) 市町村等の機関(法定雇用率 2.8%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は、396.5人で、前年より4.1%、15.5 人増加しており、実雇用率は2.81%と前年に比べ0.07ポイント上昇した。 51機関中、41機関が達成。

「総括表 2 (2)、詳細表 2 (2) · 4 (3)]

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率 2.7%)

和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会に在職している障害者の数は、219.0人で、前年より5.3%、11.0人増加しており、実雇用率は2.84%と前年に比べ0.20ポイント上昇した。

[総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)· 4 (2)]

3 独立行政法人等における雇用状況

○ 国立大学法人等の機関(法定雇用率 2.8%)

国立大学法人等の機関に在職している障害者の数は、52.5人で、前年より9.4%、4.5人増加し、実雇用率は、3.30%と前年に比べ0.26ポイント上昇した。

[総括表3、詳細表3・4(4)]

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

		定雇用障 基礎となっ				② 障害者の	数	3)実履	用率		④ 法定雇用率	達成企	業の数 / 企業数	⑤達成割	割合
		97, 25	2. 0	人		2, 699. 5	人		2. 7	3 %		413	/	700	59. 0	%
民間企業					[2, 490) 人]									
	(94, 46	6. 5	人)	(2, 558. 0	人)	(2.7	L %)	(411	/	639)	(64.3	%)

^{※[]}内は実人員。()は前年の値。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.8%)

		定雇用障害者 基礎となる職員		2	障害者の数	Į.	3)実雇用	率	④ 法定雇用率	達成機	銭関の数 / 機関数	⑤ 達成書	自合
		4, 602. 0	人		141. 0	人		3.06	%	2	/	2	100.0	%
計				[117	人]								
	(4, 585. 0	人)	(131.5	人)	(2.87	%)	(2	/	2)	(100.0	%)
		4, 193. 0	人		128. 0	人		3. 05	%	1	/	1	100.0	%
和歌山県 知事部局				[108	人]								
	(4, 171. 5	人)	(118. 5	人)	(2.84	%)	(1	/	1)	(100.0	%)
		409. 0	人		13. 0	人		3. 18	%	1	/	1	100.0	%
和歌山県 警察本部				[9	人]								
	(413. 5	人)	(13. 0	人)	(3. 14	%)	(1	/	1)	(100.0	%)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用 算定の基礎			2	障害者の数	女	③ 実雇用	率	④ 法定雇用率	達成機	関の数 / 機関数	⑤ 達成割	割合
	14, (094. 0	人		396. 5	人	2. 81	%	41	/	51	80. 4	%
市町村等の機関				[324	人]							
	(13, 9	916. 0	人)	(381.0	人)	(2.74	%)	(41	/	49)	(83.7	%)

[※]市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数 算定の基礎となる職員		② 障害者の数	(③ 実雇用	率	④ 法定雇用率達成機関の数	/ 機関数	⑤ 達成割	合
	7, 700. 5	7	219.0 人		2.84	%	2 /	2	100.0	%
計			[174 人]							
	7,871.5	()	(208.0 人)	(2.64	%)	(3 /	3)	(100.0	%)
	7, 164. 0	\	202.0 人		2. 82	%	1 /	1	100.0	%
和歌山県教育委員会			[160 人]							
	7, 175. 0	()	(188.5 人)	(2.63	%)	(1 /	1)	(100.0	%)
	536. 5	7	17.0 人		3. 17	%	1 /	1	100.0	%
市町村 教育委員会			[14 人]							
211222	696.5	()	(19.5 人)	(2.80	%)	(2 /	2)	(100.0	%)

- 3 独立行政法人等における雇用状況
 - (1) 国立大学法人等の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
	1,593.0 人	52.5 人	3. 30 %	1 / 2	50.0 %
計		[43 人]			
	(1,578.5 人)	(48.0 人)	(3.04 %)	(2 / 2)	(100.0 %)
	1,593.0 人	52.5 人	3. 30 %	1 / 2	50.0 %
国立大学法人等		[43 人]			
	(1,578.5 人)	(48.0 人)	(3.04 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

- * 国立大学法人等の機関のうち未達成であった機関については、令和6年12月1日までに達成済み。
 - 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて 得た数)を除いた労働者数である。
 - 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相 当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員 以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウント

以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてタブルカウントしている。 なお、短時間勤務職員(週の所定労働時間が20時間以30時間未満)である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。 また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。 さらに、令和6年度から重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

- 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。 4
- ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。 5 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立 行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10までの法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 一般の民間企業 ······ 2.5%
○ 民間企業 ····· (40.0人以上規模の企業)

特殊法人等 ……………… 2. 8%

「労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等

- - ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

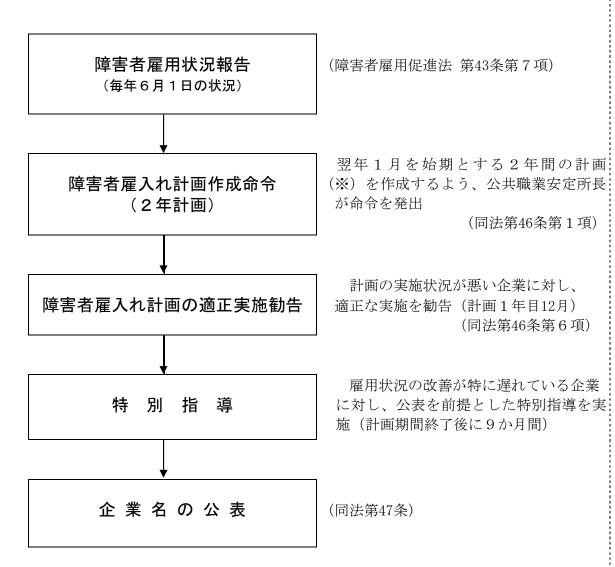
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回 らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間 が10時間以上20時間未満の労働者)については、令和6年の報告より、その1人をもって0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に 対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※平成24年1月1日以降の目を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

群 畬 歌

民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

-		% 0	3)
9 1	佐た雇用 率達成企 業の割合 (⑤÷①)	29.0	(64.3
H H D	広た雇用用金 建成企業の 数	企業 413	411)
-	美俚用率 (F÷②× 100) **	% 2. 78	(2.71)
	G. うち新規雇用分	.241.0	(259.5)
	F. # A×2+B+C+ D×0.5+E×0.5	$^{ extstyle /}$ 2, 699. 5	(2,558.0)
中和村伊莱	度男体障害 直度知的障 及び精神障 である特定 間労働者(注	75	Î
Infer 6) 1) 国友人外の 1: 風 身体障害者及 者、 び知的障害者 害者 である短時間 害者 労働者(注2, 短時 3)	382	392) (
グヨ 三日中	正成以外で 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注2,3)	√ 1, 494	(1,442)
书写用字 C	b. 晶及写体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注2,3)	Y 101	(102)
书写职手	A. 由 度 岁 体 障害者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 (注 2, 3)	¥ 7	(409)
② 法定雇用障害者	数の算定の基礎と なる労働者数(注 1)	$^{ imes}$ 97, 252. 0	(94, 466. 5)
75% 41%	比素剱	企業 700	(639)
	医分	民間企業	

② 障害種別雇用状況

		,
	8. うち新規 雇用分	112.0 (89.0)
)数	計 + d + e × 0.5	, 512.0 (458.0) (458.0)
④精神障害者の数	享e.重度身体障 f. 害者、重度知 C 害者、重度知 C 特的障害者及び C ある特定短時 同労働者 (註3)	≈ ()
	d. 精神障害 者である短 時間労働者	λ 205 (195)
	害者 害者	人 288 (263)
	8. うち新規 雇用分	人 49.5 (70.5)
	計 2+b+c+ 0.5+e×	, 712.0 703.5)
者の数	e.重度身体 f. 障害者、重 a× 度知的障害 d× 者及び精神 0.5 障害者であ る特定短時 間労働者	≺ 9 ∫
③知的障害	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者 間労働者	人 244 (263)
	c. 重度以 外の知的 障害者	人 449)(432)(
	1 b. 重度 者で節電害 をである を時間労働者 1 動者	
	a.重度知 的障害者 (注2)	52
	g. うち新規 雇用分	人 79.5 (100.0)
	計 ×2+b+c+ ×0.5+e× 5	→ 1,475.5 1,396.5)
者の数	『身体障害・『 夏度知的障。 夏びが精神 皆である特(寺間労働)	≺ க ົ
②身体障害	d. 重度以 e. 重度 外の身体 者、重 障害者で 害者が ある短時間 障害 労働者 者 (注3)	人 138 129)(
	c. 重度以 c 外の身体 3 障害者 [版]	人 552 (552)
	b. 重度 身体障害 者である 短時間労 働者	67)(64)
	a.重度身 体障害者 (注2)	986) 986
□ 原金素(字面)	100 mg	人 2,699.5 (2,558.0)
	区分	民間企業

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当た90.5カウントとしている。 たなお、精神障害者である短時間労働者については合和5年より当分の間は1人分とカウントしている。 なお、精神障害者である短時間労働者については合和5年より当分の間は1人分とカウントしている。 また、E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については合和6年4月より1人を0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり(精神障害者は短時間労働者を含む)、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者であり、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上50時間未満の特定短時間労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、権の計を算出するに当たりダブッカサントとしている。
- 3 ②34欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。②34欄を算出するに当たりの.5カヴントとしており、④4欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年より当分の間は1人分と1カウトしており、④欄を算出するに当り1カヴァトとしている。また。4個の1重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については含和6年4月より0.5カヴントしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者であり、②③④の6欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者である。
- 5 ②③④s欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 - 6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

					ı				(((
②まりき	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者(注3)	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 編者(注3)	C. 重度以多の身体障害者、知的障害者、知的障者及び精神を表しています。	(3) 障害者の数 ト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	正重度身体障者、重度知的[者、重度知的] 書者及び精神 書者である特別	害 F. 計	+ G.うち新規 主2) 用分(注6)	(4) 実雇用率 規雇 F÷②×100(3)	_	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	6 法定雇用 離成企業 割合
	→ 97. 252. 0	√ 438	101	(译4) (本4) 人	\prec	\prec	2, 699.	5 7 241	1.0 2.78	% 8/	会 413	59.0
	94, 466. 5)	(409)	(102) (1,442	392	1) (2,558.	0) (25	259.5) (2.7	71) (411)	(64.3
	$^{ extstyle }$ 27, 327. 0	130	04	√ 454	Y 108	11	813.	9	68.0 $^{ imes}$ 2. (% 86	企業 245	, 55.8
	25, 209, 5)	(107)	(40) (435) (120	<u></u>) (749.0	J	95.5) (2.9	97) (239)	(62.1
	35, 889. 5	175	25	260	129	21	1, 010.	0	97.0 2.8		150	67.9
	35, 776.5)	(176)	(20) (544	.) (115	-) (973.	5) (8	83.5) (2.72	72) (149)	(68.7
	8, 483. 5	25	2	118	4		179.	2	24.5 2.12	- 12	01	43.5
	7, 986.5)	(21))) (106	.) (13	-) (159.	5) (1	13.5) (2.0) (00	6)	(42.9
	6, 921. 5	39	6	92	20	∞	193.	0	27.5 2.79	- 62	4	40.0
	6, 468.0)	(36)	(10) (84	.) (17	- -) (174.5	<u> </u>	36.5) (2.70) (02	8)	(88.9
	18, 630. 5	69	25	270	Ξ	30	503.	2	24.0 2.70	20	4	57.1
	19,026.9)	(69)	(27) (273	(127	-) (501.5)	_	30.5) (2.64	34)	(9)	(85.7

				3	②身体障害者の数	≯ ×						③知的障害者の数	1の数					4.精神障	害者の数		
世で	障害者の数 (注1)	a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者 (注4)	b. 重度身体 c. 重度以外の d 障害者である 身体障害者 の 短時間労働者 (注4) (注4) (注4)	- 重度以 - 19 - 19 - 17 - 17 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18	e.重度身体障.f. 害者である特.a 定抵時間勤 (務職員(注4) 2	外 e. 重度身体際 [: 計	g. うち新規雇用 分(注6)	a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者 (注4)	的 c. 重度以外の c る 知的障害者 / 者 (注4) (者 (注4) ((注4) ((((((((((((((((((5 d. 重度以外の d. 加的障害者で ある短時間労 d	3. 重度知的 章害者であ 時定短時間 勤務職員(?)	f. 計 る a×2+b+c+ (d+e)×0.5(注 主 2)(注3)	g. うち新規雇用 分(注6)	c.精 (注4)	・	12年者 e.精神障害14) 時間勤多14) 時間勤多14) (注4)		(0.5 度. 35 分分(注	g. うち新規雇用 分(注6)
_	2,699.5 (2,558.0)	386) } √	人 67 64	人 552 552)	7 138 (129) (3 3 √ (−)	人 1,475.5 (1,396.5)	人 79.5 (100.0)	52)	88 (38)	449 (432.	人 244) (263)	Y () (7 12.0	49.5 (70.5)		人 288 263)(人 205 195)	38 -) (-	人 512.0 458.0) (112.0 89.0)
40.0~	813.5 (749.0)	105 (84)	27 (24)	168 (160)	39 (40)	4 ()	426.5 (372.0)		25 (23)	13 (16)	135 (121)	69 ((—) (232.5 (223.0))	75 68) (76) (98	7) (154.5 154.0)	
100~300人米謝(1,010.0 (973.5)	156 (156)	6	218 (219)) 40)	∞]	570.5 (560.0)		19		148 (152		- ĵ	240.0 (240.5)		<u> </u>	124 110) (05 (88)	— — — — — —	199. 5 173. 0)	
300~300~米米	179.5 (159.5)	25 (21)	(2)	33 (43)	8 9	∞]	96.5 93.0)		•	0	38 88	6 (7) (- î	38.5 (35.5)			29 (25)	15 (9	<u>-</u> î	4.5 31.0)	
0000~	193.0 (174.5)	38 (33)) 5	4 (14)	2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	~ 	126.0 (114.5)		4 ()	(5)) (15 (• 1	29.5 (28.0)		<u> </u>	17 18) (18) (<u>ن</u> عو ث	37.5 32.0)	
)000人以上	503.5 (501.5)	64)	28 (12)	88)	94 (88	2 1	256.0 (257.0)		4)	(9)	121 (116	17 (89)	4 Î	171.5 (176.5]			54 (24)	26) (4 1	76.0	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況 ① 概況

ſ	搬	%	_	%	_		<u> </u>	_		_	^	_		_			^		<u> </u>	_			_	_			<u></u>	,	_	
6	(6) 法定雇用率達成 企業の割合	59.0	64.3	0.0	0.0	0.0	100. 0 57. 1	64.7	28.8	62. 1 50. 0	50. 0	3 r.	56.9 56.9	68. 1	40.4	50. 0 40. 0	40.0	22. 2	50. 0 40. 0	66.7	79.2	73.9		.5.0 54.5	50.0	69. 2	72. 1		38. 5 67. 5	0
		企業 413	411)(供 o	0)(0	12	11)(117	113)(, r.	33	32)(ဗ္ဗ	39)(2	2)(7	4)(9)(61	17)(: :	9)(9	137	132)(9	27	00
(⑤法灌教 后 居	%)	%	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		_	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	_		<u> </u>			<u> </u>		<u>~</u>			
	(長) 実雇用率 F÷®×100	2. 78	2.71	0.00	0.00	0.0	1. 50 2. 14	1.94	2. 26	2. 29	1.66	 	2. 43	2.37		2. 22	2.27	1.83	1.86 1.38		2.84	2.93		.e. 1. 8. .	1.24	3.82	3.88		3. 98 3. 98	0
9		~) (≺	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<i>-</i>	^		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	~	`	$\overline{}$	_	<i>-</i>	<u> </u>		<u> </u>			
	. うち新規雇用(注4)	241.0	259.5	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	52. 0	48.0 1.0	0.0) -	15.0	10.0	5 6. 0	24. 0 6. 5	9.0	2.5	2.0	0	11.0	11.5 7.7		3.5 3.5	1.5	94.0	110.5	> °	17.0	-
	(5 KR	≺ _	0) (≺。	0	0	<u> </u>	0)	ro Lo	2 0	<u> </u>	•	2	2)		2 0	0 (0	0	~ 0	(0) ()	, (0	5)	2	2	• ·	~ 0 2	í
	F. 計 A×2+B+C D×0.5+E× (社5)	2, 699.	2, 558.	o.	0	ö	- 33 ∴	27.0	201.	549.	4. K	3 %		. 126.	489	457.	88	76.	.54.	4	69	- 66.	3	17.	- 11.	883	. 869.	8 8		i c
#6	申者の必 正 <u>原度</u> 身体障害 F. 計 者、直度型が関係者を入る2±B+C+ 及び精神障害者で D×0.5+E×0.5 うる合格在短時間労働 (注5) 者 (注2、3)	75.0)	∀ •	ĵ	0	<u> </u> •	Î	က	<u> </u> •	ĵ	• Î	_	Ĵ	9	<u> </u>	ĵ	0	<u> </u> 0	Î	5	Î -	• [•	ĵ	56	Î	7	&	/
作形態 (6)	の 単音の 原本の 原本の 単位 原産以外の 身体障害者 び切的障害者 である 毎時間労 を である 毎年間労 を 働者 (注2、3)	382. 0	(392.0)	≺。	0	0	<u> </u>	0	84	0 0	0	• 1	&	<u> </u>	211	123) (0	4) (S 0	6	8	12) (,	† 4	3) (165) (81	<u>`</u>) (9 =	;
	C. 重度以外 1 の身体障害 1 者、知的障害 3 者及び精神 1 障害者(注2、(3)	1,494.0	1, 441.0	≺。	0	0		15)(312	312)(4 %	3 %	5 2	73)(274	254)(47)(윤	. R	6	, %	39)(2 6	(-	2)(483	469)	.	8	į
	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注2、3)	101.0	(103.0) (≺。	0	0	<u> </u>	0	9	0 (3)	0		-	<u> </u>	56	30)(3)	က	(e o	0	က	<u> </u>	• •	7	2)(32	38)		=	
	A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注2、3)	Y 438.0	(409.0)	≺。	(0)	0	(0)	(9)	1 0 1	0 0	(c	, (9	8	(56)	28	20)((19)	က	- 1	-	2	(10)	: :	(e] (c)	(8)	135	(134)	2 ;	2 3	
6	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)		94, 466. 5)	43.0 ≻	92.5)	0.0	66.5) 1,543.5	1, 389.0)	24, 880. 5	24, 036. 0) 242. 5	240.5)	7. 27. 7. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	5, 780. 0	5, 334. 5)	20, 871. 0	20, 575. 0) 3. 878. 5	3,882.0)	1, 418. 5	1, 288.0) 363.5	265 0	2, 433.0	2, 249. 0)	2 2 2	2, U24. 5 7 923. 0	927.5)	23, 136. 5	22, 392. 0	908	4, 066.5) 3, 978.5	
		· 700	(689	식 - 辮	2)	0	21	17)	199	182) (5 0	, 6	28	47) (78)	5)	တ	<u>0</u>	3)	24	23) (: :	19 7	12) (197	183) (2	40 (81	0
一種完	X 公	産業計	Ú	農、林、漁業		鉱業,採石業, 砂利採取業	建設業		製造業	画気・ガス・繋 年於・テ 計業) 米田沢 早込	米里到茶里	運輸業,郵便業		卸売業,小売業	金融業,保険業		不動産業, 物品賃貸業	. 1ml	 	宿泊業,飲食 サービス業	4. 法盟連中一	ビス業,娯楽業	教育,学習支援業	Ü	医療,福祉		ないナーに 入事米	サービス継	

X X	障害者の数 (注1)	a.重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	[c. 重度以外 の身体障害 者(注4)	外 d. 重度以外 事 の身体障害者 である短時間	以外 e. 3 章害者 者、3 時間 者及		f. 計 a×2+b+c+d ×0.5+e×0.5	g. うち新規雇 用分(注6)	लं साम	.重度知的障 b. 5者(注4) 的障 る短	b. 重度知 c. di 的障害者であの分 る短時間労働者(重度以外 3的障害 注4)	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間労	e. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者及び精神障害者である特	6. 重度身体膜 1 計	: うち新規雇 用分(注6)	c.精神障害 者 (注4)	d. 精神障害 者である短時 間労働者(注	e. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者及び精神障害者の多数	f. 計 c+d+e×0.5 (准3)	g. うち新規雇 用分
# # #	人 2,699.5 (2,558.0)	→ 386 (358)	67 (64)	552 (552	\prec	(任4) 国第 人 [38 (129) (が農者(注3) (元) (元) (一)	(1,396.5)	79.5 (100.0		52 人 51)(51)	39)	→ 449 (431)	脚有 (注4) 人 244 (263)	定類時間労働地(注3)	(注2) (注3) 人 712.0 (703.5)	\sim	人 288 (263)	205	(田田労働者(田 3) 入 38 人 38 人	人 512.0 (458.0)	
課、	Y 0.0 €	≺ ∘ €	~ • • •	•		≺ ∘ ∂	≺ ∘ ∫	0.0			≺ ∘ €	≺ ∘ ∂	≺ ∘ ∂	∀ 0 €	≺ o ĵ	Y 0.0°		∀ •€	≺ .	~ • ĵ	0.0	
鉱業,採石業,砂利採取 業	0.0	• •	•	0		•	• 1	•			000	• •	•	•	• 1			•	•	• 1		
議 議 議	33. (27.	9)	0 0 0	17)	<u> </u>	•	• j	29.0 (26.0)			_ 0 _ 0	0 0	- -	0 0	o j			• • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	o 1		
製造業	561.5 (549.5)	93	6)	128 (138	<u> </u>	25 (((2)	336.5 (340.0)		_~	10)	6)	82 (82)	23 (19)	• j	122.5 (117.5)		82 (77)	20 (15)	- 1	102. 5 (92. 0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0 (4.0)	0	0 0	0 0	<u> </u>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•]	0.0		_~	○ • ○	0 0	(₂)	0 0	• j ~	2.0 (2.0)			(2)	0 1	3.0	
情報通信業	35.0 (36.0)	9	- 1	12 (14	<u> </u>	0 0	• j	25.0 (26.0)		~	0 0	0 1	• ° ° °	• • •	• <u>1</u>	1.0 (1.0)	_	9)	89 ()	• j	9.0	
運輸業,郵便業	140.5 (126.5)	30 (56)		92	<u> </u>	™ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	• j	121.5 (109.5)		_~	0 0	0 0	4 (3)	8 0)	• j	5.5 (5.0)	_	6 (7)	,	- ĵ	13.5 (12.0)	
卸売業、小売業	489.0 (457.5)	47 (44)	16 (19)	79)	<u> </u>	41) (14	= Î	216.5 (202.5)			12 ()	10	120 (116)	68 (82)	~	189.5 (192.0)	_	38 (32)	37 (31)	~ a 1	83.0 (63.0)	
金融業,保険業	89.0 (88.0)	19 (81)	() ()	17 (19)	<u> </u>	0 0	2	58.0)		_~	- -	0 0	15 (15)	• ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °	• j	17.0 (17.0)	_	14 (13)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• j	14.0 (13.0)	
不動産業,物品賃貸業	26.0 (24.0)		8 (8	& 6	<u> </u>		• j	17.5 (14.0)		_~	○ 0 0	0 0	5 (4)	3 (2)	• j	6.5 (5.0)	_	1 (2)	, 1 (3)	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2.0 (5.0)	
学術研究。専門・技術 サービス業	5.0 (4.0)	0 0	0 0 0	1	<u> </u>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• j	2.0 1.0)		_~	- 1	0 0	• ° ° °	0 0	<u> </u>	2.0 (2.0)			• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• j	1.0 (1.0)	
宿泊業,飲食サービス業	69.0 (66.0)	10)) 1 0	<u> </u>	7 6)	- ĵ	38.0 (32.0)		~	0 0	0 0	12 (15)	11 (9)	• · · ·	17.5 (20.0)	_	9 (7	4)	-]	13.5 (14.0)	
生活関連サービス業, 娯楽業	102. 5 (103. 0)	9		7	<u> </u>	○ ○ □	• j	20.0 (18.5)			80 66	0 0	20)	9 (8)	• j	69.0 (69.5)	_	, 10 (13)	6 2)	- Î	13.5 (15.0)	
教育,学習支援業	17.0 (11.5)	8 (8)	(1)		<u> </u>	° 8	• j	13.0 (9.0)		<u> </u>	0 0	- 1	• ° ° °	, 2 (1)	• j	3.0	_	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1)	• i	1.0 (1.0)	
医療,福祉	883.5 (869.5)	121 (120)) 6 (01 (01	. 133 (138	<u> </u>	4 5)	2)	421.0 (419.5)			4 (+1 ()	16 (91	142 (128)	121 (144)	~ ~	248.0 (247.0)		88)	, 110 (118)	্ হ ু	214.5 (203.0)	
複合サービス事業	85.0 (83.0)	13 (14)	•	25) (24	<u> </u>	2) (• j	52.0 (53.0)		<u> </u>	3)	0 1	88 (6)	4 (4)	• j	18.0 (18.0)	_	6 (8	, 5	2	15.0 (12.0)	
キードス継	158.5 (107.5)	29 (13)	= 6	, 50		8 6	ر م	125. 5 (86. 5)		L_	•	• •) 6 4	2 3	• j	7.5) 12 (II)	12 5	ر س ا	25.5 (16.0)	

移
手手
) 扫
\mathcal{O}_{i}^{L}
泛
共
田
雇
5
+
),
46
\Box
業
심
뤰
民

(各年6月1日現在)

1	[原害者の数(人)	3数(人)	美 匿	実雇用率(%)		以上来り	
	I I	対前年増減		対前年増減	(%) 包儡	対前年増減	
年	289		1.74		70.5		
53	652	△ 35	1.69		67.0	△ 3.5	
	675	23	1.72	0.03		0.	
	635	□ 40	1.69	△ 0.03	66.2	○ 0.6	
	716	81	1.82		65.0	\triangle 1.2	
	735	19	1.86	0.04	67.4	2.4	
	694	△ 41	1.79	△ 0.07	69.5	2.1	
	704	10	1.83	0.04	68.0	△ 1.5	
	725	21	1.89	0.06	68.5	0.5	
	735	10	1.85	1		△ 3.0	灶
	732		1.84	△ 0.01	64.5		魔宝法
	692	ന	1.88	0.04			~昭和6
卅	792	23	1.89	0, 01	67.7	2.7	Ā
	908	14	1.90	0, 01	65.0	△ 2.7	昭和63年
	098	54	1.90	00 00	65.2	0.2	
	894	34	1.91	0.01	64.4	0.8	知
	942	48	1.93	0.05	64.2	0	平成5年
	924		1.93	0, 00		Ö	
	006	△ 24	1.90	△ 0.03	62.6		知
	948	48	1.95		61.9	△ 0.7	-
	963	15	1.96	0, 01	62.5		平成18年
	981	18	2.02	0.06			
	696	△ 12	1.95	△ 0.07	55.8	△ 7.0	報
	826	6	1.96		52.2	△ 3.6	精木
	942	∨ 36	1.93	△ 0.03	51.4	○ 0.8	(重)
	962	23	1.96	0.03	51.8	0.4	
	663	28	1.95	○ 0.01	52.5	0.7	平成23年
	1,078	82	1.94	0	53.7	ij	JA J
	1, 135	22	2.01	0.07			知
	1,159.0	24.0	2.01	0.00	53.3		精
	1, 147. 5	△ 11.5	1.99	\triangle 0.02	53.8		重
20	1, 221. 5	74.0	1.98	- 3	53.5	△ 0.3	顧
	1,267.5	46.	2.02		59.6		*
22	1, 251. 5	△ 16.0	1.92	○ 0.10		ci	
	1, 386. 5	135.0	1.82		58.9	> 3.5	
24	525.	139.0	1.89	0.02	9.09	ij	
1	1, 734. 5	209. 0	2.03	0.14	57.2	△ 3.4	
26	752.	18.0	2.06	0.03	57.0	o.	合
	822.	70.0	2.16	0.10	61.7		Þ
28	2,066.5	244.0	2.41	0.25	64.7	с.	令和6年
29	1,978.5	0 88 0	2, 25	\triangle 0. 16	62.1	△ 2.6	#
	2,172.0	193. 5	2.36	0.11	58.7	△ 3.4	米
#	2, 295. 5	123. 5	2.46	0.10	62.1	3.4	
	2, 364. 5	0.69	2.53	0.07	61.6	○ 0.5	
	2, 379. 5		2.49	△ 0.04	61.1	○ 0.5	
		28.5	2.54			1.9	
	2, 558.0	150.0	2.71	0.17	64.3	1.3	
	600	141. 5	2.78		0 65	с ц <	

i度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者 年 体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、 体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 者の数とは、次に掲げる者の合計である。 年~平成17年

年~平成 4年 |休障害者(重度身体障害者はダブルカウント) |的障害者

的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)

体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、 的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5カウント) 神障害者、

|体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、 |的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

神障害者、

度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である 時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※) 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者に

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を ついてのみ、1人分とカウントしていた。

取得した者であること

和5年以降、精神障害者である短時間労働者(週の所定労働時間が30時間以上30時間未満)については、1人分とカントしている。 度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間 満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率				②不足数	足数				③障害者の
区分	未達成企業 の数	0.5人又は1人 1.5人又は2人 2.5人又は3人 3.5人又は4人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	287 (100.0%)	221 (77.0%)	43 (15.0%)	13 (4.5%)	7 (2.4%)	3 (1.0%)	I 1	I 1	1 '	1 69 (58.9%)
40.0-100人未満	194 (100.0%)	178 (91.8%)	16 (8.2%)	I 1	I 1	1 1	I 1	I 1	1 1	1 63 (84.0%)
100-300人未満	71 (100.0%)	37 (52.1%)	23 (32.4%)	8 (11.3%)	3 (4.2%)	1 1	I 1	I 1	1 1	6 (8.5%)
300-500人未満	13 (100.0%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)	I 1	I 1	1 1	1 1
500-1000人未満	6 (100.0%)	(33.3%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	I 1	! !	I 1	I 1	1 1	1 1
1,000人以上	3 (100.0%)	(33.3%)	1	!	1 1	2 (66.7%)	1	1	I 1	1

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。 2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあって は、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

法定雇用率達成企業の数	/ 117, 239	/ 4, 218	/ 1, 121	/ 1,093	1,724	988	/ 1,044	/ 1,645	/ 1,842	/ 1,509	/ 1,887	/ 4,053	/ 3, 150	7 24, 995	5,512	2, 182	1, 165	1,266	705	7 1.918	7 1, 794	/ 3, 433	7, 434	/ 1, 426	/ 1,036	2,175	/ 9,543	3,948	/ 750	/ 700	517	899	1,718	2,636	1,034	196	1 183	7, 100	607	712	1. 135	7 1, 466	984	686	/ 1,444	1, 209
法定雇用	53, 875	2, 088	578	909	851	521	550	901	840	815	1,003	1,844	1,490	7,626	2, 409	1, 204	9/9	000	410	1,050	950	1, 765	3, 459	822	260	1,059	3, 982	1,893	454	413	316	443	872	1, 295	2962	323 535	594	000	558 2, 120	446	652	779	298	596	826	726
(対前年増減)	△4.1	∆3.6	△5.4	△3.8	△1.7	△5.4	△4.5	△1.9	△5.9	△4.3	△2.9	$\triangle 4.1$	△5.3	△3.9	^2.9 ↑	△5.3	△6. 2 △8. 4	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	\ \ \ \ \ \ \	∴3. 4 △7. 6	△3.2	△4.0	△5.0	△4.3	$\triangle 5.1$	△5.0	△4.4	△4.3	△4.7	△5.3	$\triangle 3.1$	△3. 3	△5.2	^2.9 , ; ;	△4.1	%.c 0 - <	24.5	0 1:0	≥5.9 >5.0	>5.3	8 4 8	⊳ [∷ ⊳6.3	△4.3	△2.0	△3.8	$\triangle 5.2$
法定雇用率達成 企業の割合	46.0	49.5	51.6	55.4	49.4	58.8	52.7	54.8	45.6	54.0	53.2	45.5	47.3	30.5	43.7	55.2	49.4	52.0	57.4	54.7	53.0	51.4	46.5	57.6	54.1	48.7	41.7	47.9	60.5	59.0	61.1	66.3	50.8	49.1	54.4	57.0	50.2	2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	55. <i>f</i>	62.6	57. 4	53.1	8.09	63.5	57.2	60.0
(対前年増減)	0.08	0.06	⊅0.06	0.08	0.10	0.09	0.06	0. 12	0.01	0.09	0.07	0.05	0.02	0.08	0. 11	0.07	0.04	0. IZ	0.03	0.05	0.00	0.00	0.08	△0.04	0.14	0.06	0.00	0. 11	70.06	0.07	0.00	0.06	0.00	0.06	0.00	0.02	90 0	00.00	0.02	0 07	0.03	0.07	0.05	0.21	0.04	0.15
実雇用率	2.41	2.64	2.49	2.50	2.39	2.49	2.37	2.41	2.33	2.48	2.35	2.47	2.40	2.29	2.40	2.45	2.36	2.61	2.01	2.47	2,53	2.43	2.36	2.52	2.66	2.43	2.44	2.47	3.00	2.78	2.56	2.89	2.58	2.54	2.17	2.42	2.57	. c	2.53 2.43	2 87	. % . %	2, 59	2.77	2.87	2.66	3, 39
都道府県名	今国	北海道	青茶	中	四种	秋田	三米	個島	茨城	栃木	群馬	操王	十業	東京	本外	単窓 :	三三	1 年 県	大 東 三	光 節	(全)	静田	愛知	₩	滋賀	京都	大阪	灰庫	茶皮	和歌山	鳥取	島根	豆:		III #	郎 州	場権	中交	型 国	在福	1 单	1 光	大分	回	鹿児島	東東

2 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 和歌山県の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

(2010)後の注〕 法定雇用率議 注1.0 調応が採用国係者数の原定の基礎がな職員数したは、職員総数から第外職員数及び除外率相 当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を示に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数 である。の無節で直度少年職等者及び賃度的的職者者。このでは注解上、1人を2人に相当するものとて 2の 所動で直度少年職者及び賃度的解毒者。このでは注解上、1人を2人に相当するものとして 対別、指動の計を算出することがダイルカウトとし、D種の「賃度以外身体職者者の必可して 対別、指動の計を算出することに対対す。1人を0.5人に相当するものとしており、P種の計を算出するに当たり 0.5分かノとしている。	なお、精神障害者である短時間勤務職員については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。 また、E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」につい ては令和6年4月より1人を0.5カウントしている。	3 A、C権は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員でおり、B、D権は1週間の所定労働時間が20時間	2に30時間未被の危時間筋筋機員であり、E欄よ1週間の所定劣傷時間が10時間以上20時間未満の 特定危時間筋筋膜質である。 4、F欄の75が設度用分11倍和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に筋視に雇い入れられた	海市石炭である。 5 () 内は全和5年6月1日現在の数値である。 たか、韓華昭舎お江平内18年4月1日から、毎屋田盛に管伝させがトマンかした。	0.75 4.33.3.75.4.77.4.5.75.7.6.2.5.7.5.7.4.7.7.4.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7	
6 法定雇用率達 成機関の割合	100.0	(100.0)	100.0	(100.0)	100.0	(100.0)
(3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		(2)	秦	(1)	-	(1)
毎 実雇用率 F÷②×100	3.06	(2.87)	3.05	15.0) (2.84)	3. 18	(3.14)
G. うち新規雇 用分(注4)	14.0	15.0) (2.87) (√ 13.0	15.0)	1.0	0.0)
	141.0	131.5)	128.0	118.5) (13.0	13.0) (0.0) (3.14) (1) (100.0)
E. 重度身体障 F. 計 表者、重度知 A×2+B+C 的障害者及び +D×0.5+E 精神障害者で ×0.5 精神障者で (注2) 情初降音程で (注2) 情初降機員 (注2)	-) (_	-)	•	Î
物学がで動い	√ 9	(2)	∀	(2)	0	(0)
(3) 藤彦者 C. 重度以外 D.重度以外 D.重度以り 力の身体調響 体障電害者 者、知的障害 知的障害者 者及び精神障 から短時間 書者(注2・3) 務職員(注	82 √	(69)	√ 8 <i>L</i>	(99)	4	4)
	2	(2)	≺ _	(1)	-	1
A.重度身体障 B.重度身体障 and b. 重度身体障 and b. 重度身体障 and b. a	√ 27	(53)	 23 ≻	(22)	4	4
② 法定雇用障害者 / 数の算定の基礎 ? となる職員数(注 4) 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	4, 602. 0 [×]	(4,585.0) (, 193.0 4, 193.0	(4,171.5)	409.0	(413.5)
(D) 数据数数	2	(2)		(1)	-	(1)
区分	1110		者歌山県 名華第記		和歌山県教物土田	JE.

② 障害種別在職状況

g. うち新規雇 用分(注5)	6.0 (6.0)	6.0 6.0 (6.0)	0.0
- + e × 0.5	27.0 24.0) (26.0 22.0) ((2.0)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	~ (i)) ()) (–
Nm	~) (0) (0
害者 d. 精 である 勤務1 3・4)	2 × 24 × (42	28 / 22) (1 2) (
c.精神障? (注4))) (
g. うち新規雇 用分(注5)	5.0 (0.5.0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)
f. 計 a×2+b+c+ d×0.5+e× 0.5 (注2・3)	29.0 (25.0)	人 29.0 (25.0)	0.0
重度身体障 者、重度知的 詳書者及び構 障害者である 辞定短時間勤 職員(注3・4)	•	~ <u> </u>	→ 0
障害者の <u>要以外の</u> 要害者で 時間勤 員(注3・	~	≺ ₀ ⊚	() 0
を かの d. 金 を を を を を を を を を を を を を) (22 (22) (28 25) () ()
b. 重度知的 ic. 重度以 障害者である。知的障害 健時間勤務職 (注3・4) 員 (注3・4)	∵ 0 0	→ (°)) (0
独的障 注2·4)	~	0 0 0 0) (0 0
随	 ~) (0
g. うち新 用分(注	, 4, 4,	2.0) (4.0	1.0 (0.0)
f. 計 a×2+b+c+d ×0.5+e×0.5 (注2・3)	85.0 (82.5)	73.0 (71.5)	12.0 (11.0)
10数 Die、重度身体障 1. 計 1. 害者、重度知的 a×2- 1. 障害者及び精神×20.5- 「障害者である特(注2- 定短時間勤務職 員(注3-4)	- î	~ − ĵ	Y 0 (
体障害者の養 重度以外の。 本障害者で 幸 ・ 短時間勤 降 養員 (注3・ 降	5)) 2 5)	() ()
©) © 重度以外のd. 身体障害者 身 (注3・4) あえ(注3・4) 勝り	26 × (, 83	3 2) ((
b. 重度身体 c. 障害者である。身体 短時間勤務職 (注 頁 (注3・4)	2 ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °	≺ - ≘	- (1
雙身体障 (注2・4)	29) (() (22 25) (4 (
a.重 害者	≺ a ∷	(2) Y	0
① 障害者の数 (注1)	141.0 (131.5	128.0 (118.5	13.0 (13.0
KX	ific.	和歌山県知事部局	和歌山県警察本部

[2(1)②表の注] 注 1 ①響の「摩害者の数」とは②③①指導の計である。 2 ②③4響の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「響の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

②③は欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③作業を担するに対しのありアントとしている。 発用するに当たいのありアントとしている。 なお、精神障害者である短時間が誘導員については合布15年より当分の間は1人分とカワントしている。 また、・種の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については合布6年4月より1人を0.5カウントしている。

5 ②③④6欄の「うち新規雇用分」は、今和5年6月9日から今和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数でかる。 6()内は令和5年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

						ı						
	\ni	(3)				(3) 障害者の数	数				ග	9
	機関数	法定雇用障害者数	A.重度身体	B.重度身体	C. 重度以外	.重度以外	自度身	표 년			法定雇用率	法定雇用
		の算定の基礎となる 職員数(注1)	障害者及び 重産智的障	害者及び重知的暗事者	の身体障害 対的暗虫	·体障害者及 約的暗害者	、重度知的 3考及7%特	4×2+B+C+	G. うち新規雇 田分(注6)	F÷@×	達成機関の 巻	容達成機関の制の制金
公区			者(注3)	から倒時間 数多個時間 数番目(注3	者及び精神障害者(注3)	がら 気を は は は は は は は は は は は は は は は は は は	当人の記 害者である : 倍味 間沿	(注2)	(H) (H)		á	
				127-11K, (1, H, c)	(年4)	(注5)						
	機関	~	~	~	~	~	~	~	~	%	機関	%
	51	14, 094. 0	82	∞	215	16	က	396. 5	27.0	2.81	14	80.4
市町村等の機関	12											
	(44)	(13,916.0)	(08)	(6)	(202)	. 20)	Î	(381.0)	(23.0)	(2.74)	(41)	(83.7)

注 2(1)①の表と同じ

	g. うち新規 雇用分(注 6)	イ	13.0
)数	f. 計 c+d+e× 0.5 原 (注3) 6	~	90.0
④精神障害者の数	e. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で 精力機管害者で ある特定短時 間労働者(注 2、3)	\vee	• Î
9	d. 精神障 e 害者であ る短時間 勤務職員 * (注4)	Υ	88 ()
	c.精神 障害者 (注4)	\forall	82 (72)
	g. うち新 規雇用分 (注6)	~	3.0
	f. 計 a×2+b+c +d×0.5+e ×0.5 (注2) (注3)	\ \	29.5
障害者の数	重度身体障者、重度知常害者、重度知障害者及び神障害者及び神障害者で 対対を発送で対対を対象を対策を対している。 対策をはいる。 3)	Υ .	8]
③知的障害:	後 5 4 1 8 4 7 3 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	\ \	. 12)
	重度以 の知的 害者 E4)	\prec	21 (18)
	画 的 で で を を を を を を を を を が が が が が が が が が	Υ	1 (1)
	a.重度知 的障害者 (注4)	\forall	2 - 2
	g. うち新規 雇用分(注 6)	Υ	11.0 (14.5)
	f. 計 a×2+b+c+ d×0.5+e× 月 0.5 (注2) (注3)	Y	277.0 (273.0)
害者の数	度身体障 、重度知 害者及び 障害者で 時定短時 物者(注)	Y	- ĵ
②身体障害	 正 重度 4.1 重度以 10. 重度以 10. で 重度 以外の身体で 害者 体障害者 障害者であ 的障 (注4) 一 5短時間動 精神 5.1 終職員(注 あるば 4) (指 第 4) (間 第 4) 	\prec	7 (8)
	c. 重度 以外の身 体障害者 (注4)	\prec	191)
	b. 重度 身体障害 者である 短時間勤 務職員 (注4)	∀	7 (8)
	a.重度身 体障害者 (注4)	∀	81 (78)
Θ	障害者の数 (注1)	·	396.5 (381.0)
	区分		市町村等の機関

注 2(1)②の表と同じ

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

一、無一、一一</l

11/1	%		%	_		_
⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	9 100.0	100.0)	100.0	100.0)	100.0	2) (100.0)
	機関 2	3)		1)	-	2)
⑤ 法定雇用率 達成機関の 数		\smile		\smile		\cup
	2.84	2.64)	2. 82	2.63)	3.17	2.80)
④ 実雇用率 F÷②×1000	2	_	7	<u> </u>	69	
	~ ~ 2	62.0)	< 0	62.0)	2	0.0)
G. うち新規雇用 分(注6)	102. 5	62	101.0	62.	-	0.
	∀ _	<u> </u>	∀ _	<u> </u>	_	<u> </u>
F. 計 A×2+B+C+ D×0.5+E×0.5 (注2)	219.0	208.0)	202. 0	188.5)	17.0	19.5)
		<u> </u>	,	<u> </u>		<u> </u>
の数 E. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 特定短時間勤 務職員(注3)	∀ 0	Î	∼ 0	1	0	1
)数 E. 重度 害者、重 障害者 神障害者 特定害 務職員		_		, _		_
(3) 障害者の数 D.重度以外身 E. 体障害者及び 害っ 知的障害者で 障 ある短時間勤 神 務職員(注3) 特	→	2)	, ,	<u>-</u>	2	1)
の が が が が が が が が が が が が が	<u> </u>	<u>)</u>	≺	<u> </u>) (2
(3) 障害者の ウト (2) (2) (2) (3) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	122	117)	114	(110)	8	7
本障 (C. (B) (B) (B) (C. (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B)	∼ 1	2) (←	2)	0	(0
B.重度身体障(害者及び重度 4 知的障害者で ある短時間勤 務職員(注3) (注4)				\smile		\smile
	√ 47	44) (√ 24	38)	4	(9)
A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注2) (注3)				<u> </u>		
[害者 基礎と (注1)	.5 .5	7,871.5)	≺ 0`:	. 0)	5.5	696. 5)
② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数(注1)	7, 700. 5	7,87	7, 164. 0	7, 175. 0	536. 5	969
②法教な	機関 2	3)		1)	_	2)
機関数		\smile		\smile		\smile
区分	1111111		和歌山県	教育委員会	市町村	教育委員会

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	/規雇 (6)	人 38.0 31.0)	人 38.0 31.0)	0.0 0.0)
	g. うち新規原 用分(注6)	38. (31.	38 . (31.	o 0
	+ ×+e×0.5)	人 49.0 47.0	人 47.0 46.0	2.0
害者の数	度身体確害 [: 計 度知的障害。c+d×+e×0.5 び精神障害 (注3) >26特定短時 答職員(注4)) () ()	∵ ≺ o ĵ	→ 0
倒精神障害者の数	e. 者者 者を 間 数数 関	\smile	_	
	d.精神障害者 である短時間 勤務職員(注 4)) (0	イ ・ (0	0 0
	華 幸	人 48 (74	人 46 (46)	2 (1) (1)
	C.精神障 雇 (注4)	<u> </u>	 ≺	< <u>○</u>
	g. うち新規原用分(注5)	13.0 (9.0)	13.0 (9.0	0.0
	· +b+c+ 5 (注3)	人 14.0 13.0)	人 14.0 13.0)	0.0 0.0
	e. 重度身体障害 f. 計 者、重度却的障。a×2+1 書者及び精神障。d×0.5 書者である特定短 (注2)(時間勤務職員(注	→ 0 ()	→ 0 ĵ	0 ∫
的障害者の数	e. 名 和 語 語 語) (0) 0 (0) (0 0
③知的障害	の d. 重度じ 知的障害 ある短時 務職員 (注 (注4)	······································	∀ ,	· · · ·
	c. 重度 知的障 (注4)	. 14 ()	, 41	0)
	度知的 である 勤務職)	(₀	0 (0	0
	賽知的障 注2) (注) (0	→ (°)	Y 0 0
	a.重度 雇 害者(4)	<u> </u>	 ≺	< <u></u>
	g. うち新規原 用分(注5)	. 51.5 (31.0	50.0 (31.0	1.5 (0.0
	77	人 156.0 148.0)	人 141.0 129.5)	λ 15.0 18.5)
	e. 重度身体障害 f. 計者、重度知的障 a×2+b+c+c 害者及び精神障 x×0.5+e×0.5 害者である特定 (注2)(注3) 短時間勤務職員	Υ) ()	∴ <u> </u>	√ 0
子の数		·	<u> </u>	
②身体障害者の数	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員(注3) (注4)	, 4 (2)	2 (1)	2 (1)
	度以外の 章害者	人 59 57)(7	53 (12) (12) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13	Y 9 (9
		→ 1 (2 (Y − (2) (0 0
	体障 'b. 重度身体) (注 障害者である 短時間勤務職 員(注4)	, 7 47 44) (43 (ε (4 (9)
	a.重度身体障 害者(注2)(注 4)	<u> </u>	∀ ○	<u> </u>
	障害者の数 (注1)	219.0 208.0)	202. 0 188. 5)	17.0
\bigcirc		<u> </u>		AH AH
	区分	11111111	和歌山県教育委員会	市町村教育委員会

注 2(1)②の表と同じ

2.8%) 国立大学法人等における雇用状況(法定雇用率

① 概況

ო

(30歳の (30歳の (30歳) (30歳) (30歳) (40歳) (30歳) (40a) (40a	7.75.	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	時間以の特別の特別	4 c 全 金 多 多	4() 9 女() 9
(6) 法定雇用率 割合	%	50.0	(100.0)	50.0	(100.0)
⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	法人	-	(2)	-	(2)
④ 実雇用率 F÷②× 100	%	3.30	(3.04)	3.30	(3.04)
G. うち新規雇用 分 (注5)	Υ	10.0	(6.0)	10.0	(6.0)
F. 計 A×2+B+C +D×0.5+E ×0.5 (注2)	Y	52. 5	(48.0)	52.5	(48.0)
臣重度身体 F. 障害者、自 A 情報等等 一直 A 者及的障害 十名及的障害 十者及的精神 + 障害者であ × 障害者であ (注2・3)	Υ .	-] 	1]
障害者の数 D.重度以外 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間労働 者 (注2・3)	Y	0	(0)	0	0
	Υ	33	(27)	31	(27)
(3) B. 重度均体 (C. 重度以外 (C. 重度以外 (C. 重度以外 (C. 重度が (C. の) を障害 重度知的障 者、私的障 者をある。 害者である。 害者及び精短時間労働、神障害者(注 (注 2・3) 2・3・4)	\forall	-	(1)	-	(1)
A.重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者 (注2・3)	Υ	10	(10)	10	(10)
② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数 (注1)	Υ	1, 593. 0	(1,578.5)	1, 593.0	(1,578.5)
① 法人数 数	法人	2	(2)	2	(2)
区分		抽		茶半や国	珠人等:

胃の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数 本障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割 5める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

A・欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしり、5欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害のに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、0計を算出するに当たり0.5カヴントとしている。

:た、E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」につい 3、精神障害者である短時間労働者については令和5年より当分の間は1人分とカウントしている。

ご欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20 以上30時間未満の短時間労働者であり、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満 令和6年4月より1人を0.5カウントしている。

の精神障害者に、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。 の「55本精度届日分」は今和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入わら 所達者数である。 「所存和5年6月1日現在の数値である。 定短時間労働者である。

② 障害種別雇用状況

	g. うち新規 雇用分 (注6)	Y	6.0	6.0 2.0)
×	計+d+e× .5 注3·4)	Υ	16.5	16.5 13.0)(
精神障害者の	e. 重度身体離f. 告者、重度知 c- 的障害者及びの 精神障害者で(?) 精神障害者で(?) ある特定短時 間労働者 (注3・4)			1 (-)
(4) / (4)	青神障 育である 寿間労 肴(注3・	~	- 0	1 0)
	·精神障害 d. 为 * (注4) 告者 短問 (動者	Υ.	15 13)(15 ; 13),(
Н	O ##	Y		_
	g. うち新規 雇用分 (注6)		0.0	1.0
	f. 計 a×2+b+ c+d×0.5 +e×0.5 (注2・3)	Υ	5.0 (4.0)	5.0 (4.0)
	重度身体障 /者、重度知 障害者及び 神障害者で み特定短時 間労働者 (注4)	7	0 (0 (
障害者のシ	重度以 の知的 害者で 5短時間 勤者(注	Υ.	• 6	0
③知的	c. 重度以 d. Aの知的 外の知的 外の知的 外(注4) をある (注4) (注4) (注4) (注4) (注4) (注4) (注4) (注4)	Υ.	5 4 ;(5 ; 4);(
	b. 重度知 c. 的障害者 外、 である短時 障。 間労働者 (注	. ₹.	• °	0
	明	Υ	• • •)(0
Ц	a.重 (译 ⁴	L.	<u> </u>	Ų
	g. うち新規 雇用分 (注5)	Υ	3.0	3.0 (4.0)
	体 f. 計 国 a×2+b+ 语 c+d×0.5 符 +e×0.5 活 (注2·3·4)	Υ	31.0	31.0)
H	9. 重度身 障害者、 管別的障 者及び精 管害者で る特定組 間労働が (注3・4	Υ.	1) (–)
一	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 労働者(注 3・4)	Υ.	• 6	0
(2)	5. 重度以 外の身体 暗害者 (注3・4)	Υ.	1 01	11 10)(
	b. 重度身 c 体障害者 である短時 F 間労働者 (注3・4)	Υ.	0	0 1)((
	a.重度身体 b 障害者 (注2) (注2) (注2) (注2) (注5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	Υ.	10 01	10)(10)(
닏	a ②豐 ^②	~		<u> </u>
(11111111111111111111111111111111111111	障害者の数 (注1)		52.5 (48.0	52.5 (48.0
⊝ ¦) ***
	区分		ilia	国立大学 法人等

[3②表の注]

2 ②③6編の重度障害者については法性、1人を2人に対当するものとしており、f層の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。 3 ②③4編の重度以外身体障害者でなび始的障害者である。短時間労働者については法性上、1人を3人に相当するものとしており、②5備を算出するに当た90.5カウントとしている。なお、精神障害者である短時間労働者については活体には、1人を2カットしている。なお、精神障害者である短時間労働者については各店年より当分の間は1人分とカウトしている。なお、精神障害者である短時間労働者については各店年よりましている。なお、精神障害者である短時間労働者については各店年よりよりよった。1、2000の機工は国間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②②の金属及び400機には国間の所定労働時間が30時間以上20時間未満の短時間以上の労働者であり、②②の金属及び400機には国間の所定労働時間が30時間以上20時間未満の短時間以降者であり、②②のも編及び40機には国間の所定労働時間が30時間以上20時間未満の短時間が増着であり、②②の金属及び40機には国間の所定労働時間かは40時間以上20時間未満の権時間労働者であり、②②の指数と300機に対し、100時間は120時間を120時間に対しているでは120時間が120時間を120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間を120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しては120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間が120時間に対しているでは120時間に対しでは120時間に対しでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しに対しでは120時間に対しているでは120時間に対しに対しに対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しているでは120時間に対しでは120時間に対しているでは120時間に対しでは120時間に対しているでは120時間に対しでは120時間に対しでは120時間に対しに対しでは120時間に対しに対しに対しに対しているでは

4 公的機関の状況

(1) 和歌山県の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,602.0	141.0	3.06	0.0	
和歌山県知事部局	4,193.0	128.0	3.05	0.0	注4(特例認定あり)
和歌山県警察本部	409.0	13.0	3.18	0.0	

(2) 和歌山県等教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,700.5	219.0	2.84	0.0	
和歌山県教育委員会	7,164.0	202.0	2.82	0.0	_
和歌山市教育委員会	536.5	17.0	3.17	0.0	

(3) 和歌山県内市町村等の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数		③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	14,094.0	396.5	2.81	13.5	
和歌山市	2,368.5	70.5	2.98	0.0	
海南市	710.5	24.0	3.38	0.0	
橋本市	898.5	24.0	2.67	1.0	
有田市	343.5	11.5	3.35	0.0	
御坊市	284.0	6.0	2.11	1.0	注4(特例認定あり)、注5
田辺市	963.0	26.0	2.70	0.0	
新宮市	546.5	17.0	3.11	0.0	
紀の川市	499.5	11.0	2.20	2.0	
岩出市	374.0	8.0	2.14	2.0	注5
紀美野町	218.5	6.0	2.75	0.0	
かつらぎ町	288.0	10.0	3.47	0.0	注4(特例認定あり)
九度山町	116.5	3.5	3.00	0.0	
高野町	132.5	3.0	2.26	0.0	
湯浅町	204.5	5.5	2.69	0.0	
広川町	86.5	2.0	2.31	0.0	
有田川町	430.5	13.0	3.02	0.0	
美浜町	83.5	3.0	3.59	0.0	
日高町	78.5	4.0	5.10	0.0	
日高川町	184.0	5.5	2.99	0.0	
由良町	75.5	2.0	2.65	0.0	
みなべ町	196.5	5.0	2.54	0.0	
印南町	88.0	2.0	2.27	0.0	
白浜町	361.5	8.0	2.21	2.0	
上富田町	159.0	4.0	2.52	0.0	
すさみ町	153.0	2.0	1.31	2.0	
串本町	390.0	9.0	2.31	1.0	
那智勝浦町	391.0	9.5	2.43	0.5	注5
太地町	157.0	4.0	2.55	0.0	
古座川町	86.0	2.0	2.33	0.0	
和歌山市企業局	258.0	10.0	3.88	0.0	
田辺市水道事業	47.0	1.0	2.13	0.0	
国民健康保険野上厚生病院	156.0	6.5	4.17	0.0	
公立那賀病院経営事務組合	261.0	11.0	4.21	0.0	
伊都郡町村及び橋本市 老人福祉施設事務組合	70.5	1.0	1.42	0.0	

御坊市外五ヶ町病院経営					
事務組合	365.0	10.0	2.74	0.0	
御坊日高老人福祉施設					
事務組合	241.5	7.5	3.11	0.0	
公立紀南病院組合	414.0	12.0	2.90	0.0	
東牟婁郡町村新宮市					
老人福祉施設事務組合	62.5	2.0	3.20	0.0	
御坊広域行政事務組合	52.5	2.0	3.81	0.0	
海南海草老人福祉施設					
事務組合	54.0	2.0	3.70	0.0	
紀南地方老人福祉施設					注5
事務組合	90.0	1.0	1.11	1.0	11.0
海南市教育委員会	138.5	4.0	2.89	0.0	
田辺市教育委員会	248.0	6.0	2.42	0.0	
橋本市教育委員会	125.5	3.0	2.39	0.0	
新宮市教育委員会	155.5	4.5	2.89	0.0	
有田市教育委員会	84.0	2.0	2.38	0.0	
岩出市教育委員会	96.5	2.0	2.07	0.0	
紀の川市教育委員会	107.0	2.0	1.87	0.0	
那智勝浦町教育委員会	80.0	1.0	1.25	1.0	注5
上富田町教育委員会	52.0	3.0	5.77	0.0	_
広川町教育委員会	66.5	2.0	3.01	0.0	•

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員 総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。 なお、短時間勤務職員(週の所定労働時間が20時間以30時間未満)である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令

和5年報告より)については1人を1カウントとしている。

また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。 さらに、令和6年度から重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認 定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 注5の御坊市・岩出市・那智勝浦町・紀南地方老人福祉施設事務組合・那智勝浦町教育委員会は、令和6年12月1日時点で不足数 0.0となっている。

(4)国立大学法人等の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,593.0	52.5	3.30	0.5	
国立大学法人 和歌山大学	358.0	9.5	2.65	0.5	注4
公立大学法人 和歌山県立医科大学	1,235.0	43.0	3.48	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及 び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者 及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

なお、短時間勤務職員(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 (令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。

また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カ

ウントとしている。 さらに、令和6年度から重度身体障害、重度知的障害及び精神障害者である特定短時間勤務職員(週の所定労働時間が10時間以 上20時間未満)については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た 数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注 4 の国立大学法人和歌山大学は、令和 6 年 1 2 月 1 日時点で不足0.0となっている。